

特定標準器の指定の取り消しについて 熱量

計量法第 134 条第 1 項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するユンケルス式流水型熱量計が平成 5 年 11 月に特定標準器として指定された。本特定標準器は、熱量（気体燃料の燃焼熱）の標準を現示するものであり、ユンケルス式流水型熱量計（特定計量器）の検定又は届出製造事業者の検査のために用いる計量器（基準流水型熱量計）の基準器検査に使用されていた。

しかしながら、今般、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 134 号）の施行により、ユンケルス式流水型熱量計（特定計量器）が特定計量器から削除されたことに伴い、検査に用いる計量器（基準流水型熱量計）についても基準器検査規則の一部を改正する省令（平成 22 年経済産業省令第 30 号）により基準器から削除された。そのため、本特定標準器が持っていた使用目的はなくなることとなった。

また、今後、計量法校正事業者登録制度における国家標準として、当該特定標準器（ユンケルス式流水型熱量計）が校正に用いられる予定もない状況である。

以上のことより、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する当該特定標準器（ユンケルス式流水型熱量計）について、計量法第 134 条第 3 項に基づき取り消しを行うものとする。